

書面利用移動報告事業及び書類等交付事業の状況について

1. 書面利用移動報告事業及び書類等交付事業の状況

(1) 事業の概要と手数料

「書面利用移動報告事業」は、FAXを使用した書面の提出方法により関連事業者等から使用済自動車等の報告を受け、これを電子マニフェストに入力する事業である。一方、「書類等交付事業」は、関連事業者等からの請求に基づき、電子マニフェストシステムに報告された内容につき書類等を交付する事業である。

書面利用移動報告事業及び書類等交付事業（以下「書面利用移動報告事業等」という。）は、利用する事業者からの手数料によって成り立っており、各手数料は、情報管理センターの業務の内容に応じ、それぞれを3項目毎の6手数料項目に類別している。

【書面利用移動報告事業】

手数料項目	手数料単位	手数料	手数料内容
移動報告手数料	車台	112円	使用済自動車・解体自動車の引取報告・引渡報告の代行手数料
特定再資源化物品等移動報告手数料	申請書及び申請書に係る車台	332円 15円	3品目（ASR、エアバッグ類、フロン類）の引渡報告の代行手数料（例）1枚の申請書で3台分の報告を行う場合 $332円 + 15円 \times 3台 = 377円$
フロン類年次報告手数料	申請書	556円	フロン類年次報告の代行手数料

【書類等交付事業】

手数料項目	手数料単位	手数料	手数料内容
ファクシミリ利用書類等交付手数料	申請書	185円	FAX利用事業者からの要請に基づき、マニフェスト情報を書類交付するときの手数料
郵便利用書類等交付手数料	申請書	840円	マニフェスト情報を郵送交付するときの手数料
ファクシミリ利用解体報告記録交付手数料	申請書	41円	FAX利用事業者へ解体報告記録を交付するときの手数料

各手数料は、類別毎の利用規模と費用を想定した上で、システムの耐用期間が概ね5年であり、6年目にはシステム的大幅な改造が必要となる可能性も存在する

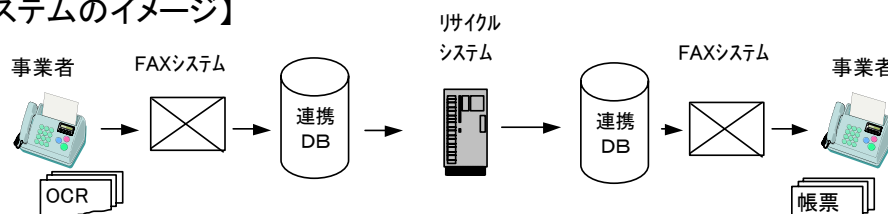
ことから、5年間で累積収支が均衡するように、平成16年6月に手数料を設定した。

(2)現在の状況

①手数料設定時の想定

ファクシミリ利用による移動報告等の利用規模は、制度開始まで全く不明であったところ、関連事業者におけるパソコンの導入割合等の調査を基に移動報告全体の7.5%程度であると想定し、多数の事業者からのファクシミリによる移動報告を円滑に電子マニフェストシステムに入力する必要があることから、FAX情報をシステムにより自動的に電子マニフェストとして入力する仕組みを構築した。

【FAXシステムのイメージ】



(注)郵便利用書類等交付事業のみ、FAXを利用した事業ではなく、仕組みが異なる。

②現在の状況

しかしながら、数次にわたる事前の理解活動の成果もあり、現在、ファクシミリ利用による移動報告数は全体のわずか0.19%にとどまっている。また、この移動報告数は手数料設定時の1.9%に過ぎない状況である。このため、手数料収入についても、利用規模の縮小に伴い、手数料設定時に対して、わずか1.6%の水準となっている(参考資料1)。

一方で、支出については、システムの維持・運用などの固定費が存在するため、極めて高水準に留まっている。これまでも、機器の一部停止や業務の内部取入れなどにより費用低減に努めているところであるが、更なる費用削減を図るには、業務全般に対する抜本的な見直しが必須の状況となっている。

<設定時想定値と平成17年度収支見通し比較>

(百万円)

	項目	手数料設定時 想定(A)	平成17年度 見通し(B)	率 (B/A)
収入		308.9	4.8	1.6%
支出	システム関連費	55.0	61.9	112.5%
	コンタクトセンター運営費	127.2	16.9	13.3%
	その他(印刷・郵送等)	102.5	7.1	6.9%
	(合計)	284.7	85.9	30.2%
収支差額		24.2	△81.1	

2. 書面利用移動報告事業等の見直し

(1) 事業方式の見直し(支出の削減)

収支の均衡化を実現し本事業の持続を図るためには、利用規模が今後さらに縮小していくことを前提に、業務システム全般を抜本的に見直し、低コストで業務運用が可能となるシステムへの改造が喫緊の課題である。そのため、以下のとおりの見直しを実施し、平成19年4月を目途に可能な限り早い段階から新しい方式で業務を実施する(具体的な見直しの概要は、参考資料2参照)。

- ① 現行の自動化システムを廃止し、手運用主体による業務を構築することにより、過大なシステム維持費用を削減する。
- ② 利用規模の縮小化(パソコンへの移行)を一段と促進させ、運用費用の最小化を図る。

(2) 手数料の値上げ等(収入の増加)

上記のとおり、事業方式を改定した場合においても、現在のシステムの費用負担等により、8年間の累計でみた場合には、約3.86億円の赤字が見込まれる。そのうち現在のシステムの運用により起因した赤字が約3.74億円を占めており、これを今後の事業者の手数料値上げ分で賄うことも不適當である。(収支差額の内訳は参考資料3参照)。

(注)システムによる対応を廃止することから5年で収支均衡させる必要はないため、情報管理料金と同様に8年での収支均衡を図ることとする。

3. 対応方策

(1) 手数料の値上げ

新しい事業方式に変更しても、なおも生じる約0.12億円の赤字については、手数料の値上げで対応することとする。具体的には、FAX利用事業者のパソコン利用へのスムーズな移行を誘導しつつ、平成18年10月に、約3倍の手数料とする。(手数料算定表は参考資料4参照)。

【具体的な手数料改定内容】

手数料項目		手数料単位	手数料		
			現行	改定後	比率
書面利用移動報告手数料					
1	移動報告手数料	車台	112円	342円	305.4%
2	特定再資源化等物品移動報告手数料	申請書および 荷姿に紐付けられた車台	332円 15円	1,036円 47円	312.0% 313.3%
3	フロン類年次報告手数料	申請書	556円	1,718円	309.0%
書類等交付手数料					
1	ファクシミリ利用書類等交付手数料	申請書	185円	585円	316.2%
2	郵便利用書類等交付手数料	申請書	840円	840円	据置き
3	ファクシミリ利用解体報告記録交付手数料	交付書類	41円	130円	317.1%

(2) 特定再資源化預託金等の出えん

上述のとおり、現在のシステムの運用の結果発生した収支差額については、今後の手数料を原資として賄うことは適当でないことから、特定再資源化預託金等の出えんをお願いしたい。具体的には、平成16年度から平成23年度までの8年間の累積赤字に相当する約3.7億円とし、出えん時期は平成18年度から平成23年度の6年間に、特定再資源化預託金等の発生状況を見極めつつ段階的に実施頂きたい。

以上